

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

会 議 開 催 案 内 書

1 審議会等の名称	令和 7 年度第 1 回羽島市上下水道事業経営審議会					
2 開催日時	令和 7 年 8 月 19 日（火）13 時 30 分から 14 時 30 分まで （終了時刻は見込みです。）					
3 開催場所	羽島市役所本庁舎 4 階 第一委員会室					
4 議題	（報告） ・ 令和 6 年度上下水道事業報告について ・ 上下水道事業の主要事業・施策について					
5 公開、一部非公開 又は非公開等の別 及び理由	<table><tr><td>公 開</td><td>・</td><td>一部非公開</td><td>・</td><td>非公開</td></tr></table> (一部非公開又は非公開の場合の理由)	公 開	・	一部非公開	・	非公開
公 開	・	一部非公開	・	非公開		
6 傍聴者の定員	5 人					
7 傍聴に必要な手 続等	傍聴を希望される方は、準備の都合上、8 月 18 日（月曜日） 午後 4 時 30 分までに事務局へご連絡ください。 先着順に傍聴者を決定いたします。					
8 その他必要事項	なし					
9 問い合わせ先 （事 務 局）	所管課 羽島市上下水道部経営課 電話番号 058-392-1111（内線 2163）					

第2号様式（第8条関係）

傍聴に係る遵守事項

- 1 会議開催中は静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- 2 会議開催中はみだりに傍聴席を離れないこと。
- 3 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（事前に審議会等の長の許可を得た場合を除く。）。
- 4 会議場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 会議場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 6 会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ること。
- 7 1から6までに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為はしないこと。